（1575）	144944	第８３天神丸	［新設］
（1576）	144950	ＯＮＥ　ＭＡＪＥＳＴＹ	［新設］
（1577）	144952	ＳＡＫＵＲＡ　ＣＲＥＳＣＥＮＴ	［新設］
（1578）	144953	ＰＡＤＭＡ　ＬＥＡＤＥＲ	［新設］
（1579）	144957	鶴栄丸	［新設］
（1580）	144962	福出丸	［新設］
（1581）	144964	げんぶ	［新設］
（1582）	144965	ＳＧ　ＨＯＲＩＺＯＮ	［新設］
（1583）	144970	第二十七霧島丸	［新設］
（1584）	144971	鶴栄	［新設］
（1585）	144974	第七大盛丸	［新設］
（1586）	144976	ＬＥＯ　ＳＰＩＲＩＴ	［新設］
（1587）	144982	ＰＲＯ　ＧＲＡＣＥ	［新設］
（1588）	144986	第二十五日興丸	［新設］
（1589）	144988	ＰＲＩＭＲＯＳＥ　ＡＣＥ	［新設］
（1590）	144993	一花	［新設］
（1591）	144996	ＷＩＳＴＥＲＩＡ　ＡＣＥ	［新設］
（1592）	145003	第六十三明神丸	［新設］
（1593）	145007	ＴＯＳＡＴＳＵＲＵ	［新設］
（1594）	145027	ＮＥＰＴＵＮＥ　ＡＣＥ	［新設］
（1595）	145035	松成丸	［新設］
（1596）	145039	ＪＦＥ紫陵	［新設］
（1597）～（1605）		［略］	（1583）～（1591）　［同左］
（1606）	990017	第八幸洋	［新設］
（1607）	990018	第一幸洋	［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附　則

1　この告示は、令和八年度分の固定資産税から適用する。

2　この告示による改正後の平成二十四年総務省告示第九号第二号⑮、⑯、(1606)及び(1607)は令和三年度分の固定資産税から適用する。

3　この告示による改正前の平成二十四年総務省告示第九号（以下「改正前告示」という。）第二号㉛及び㉜を削る改正規定は令和三年度分の固定資産税から、改正前告示第一号㉛及び(103)を削る改正規定は令和七年度分の固定資産税から適用する。

○総務省告示第七号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第二号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第十号（地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

令和八年一月十四日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。